

「生活対策」

－国民の経済対策の概要－

1. 生活者対策

①定額減税等(給付金方式) 2兆円

②介護・子育て

- ・ 介護報酬 月2万円アップ・介護人材を10万人確保
- ・ 3歳未満児の保育サービス利用率5割増
- ・ 第二子から、年間3.6万円の「子育て応援特別手当」
- ・ 妊婦健診の無料化(14回分)

③雇用

- ・ 雇用保険料を大幅引下げ (標準世帯で年約2万円還元[21年度])
- ・ 雇用強化対策
 - － 年長フリーターの正規雇用を奨励
 - － 新規雇用を創出(地場産品販売、高齢サービスなど)

④住宅ローン減税等

- ・ 過去最大級(控除可能額)の住宅ローン減税、リフォーム減税
- ・ 省エネビル建設などに容積率緩和

⑤電気・ガス料金の引上げ幅圧縮・平準化の要請

2. 中小・小規模企業等企業活力向上、金融対策

①資金繰り対策 総額30兆円のセーフティネット

- ・ 緊急信用保証 6兆円→20兆円に拡大
- ・ 政府系金融緊急融資 3兆円→10兆円に拡大

②成長力強化税制

- ・ 新エネ・省エネ投資の即時全額償却
- ・ 中小企業法人税引下げ
- ・ 海外所得(17兆円)の国内への還流促進

③金融機関への資本参加枠(現行2兆円)の拡大

④株式配当等について軽減税率を延長

3. 地方

①高速道路料金引き下げ

- ・ 「休日はどこまで行っても1,000円」、「平日昼間も3割引」

②道路特定財源の一般財源化に際し、1兆円を地方に

③「地域活性化交付金」で、きめ細かな地域のインフラ整備

4. 財源及び財政の中期プログラム

①対策の財源は、赤字国債なし。特別会計積立金等を活用。

②中期プログラムの基本骨格

- ・ 3年以内の景気回復期中は減税等を時限的に実施。
- ・ 経済状況好転後に、財政規律、安心な社会保障のため、消費税を含む税制抜本改革を速やかに開始。2010年代半ばまで段階的に実行。
- ・ 本年末に、税制全体について「抜本改革の全体像」を提示。

以 上